

第 22 回総会 令和 7 年 3 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、3 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出 3 件、賃貸借合意解約 18 件、使用貸借合意解約 2 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 6 年度第 22 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名 推進委員 14 名、合計 29 名の出席であります。本日議案件数であります、9 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13 番 ○○委員、28 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 112 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 112 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は 21 番 ○○委員と私（6 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、3 月 18 日午前 8 時 50 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条事業計画変更 1 件、農地法第 5 条 4 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。なお、非農地証明には 12

番 ○○委員にも同行していただきました。

21 番 1 番について説明します。申請地は三納地区の○○集落で、○○から東へ約 500m のところにある農地です。この申請地は亡き父から相続したのですが、転用許可がないまま杉が植林されていたことから、違反転用を是正するための申請です。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側西側は山林、南側は田、北側は市道となっています。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、50 年以上経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 2 番について説明します。申請地は都於郡地区の○○集落で、○○バス停から南東へ約 150m のところにある農地です。この申請地は昭和 50 年にたばこ乾燥場として建築され、その一部が畑だったことを知らなかったことから、違

反転用を是正するための申請で、始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は山林、西側、南側、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、50 年以上経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 113 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 113 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、議案書 2 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 農地法第 5 条事業計画変更の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約 200m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請され

たものです。この申請地は令和５年９月に〇〇が建売住宅を目的に転用されたものですが、今回、申請人が一般個人住宅を建築したいため、事業計画を変更するための転用申請です。周囲はすべて宅地となっています。雨水は自然浸透及び北側の側溝に排水します。生活排水は公共下水道を利用します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は農地のつながりが１０ha以上の第Ⅰ種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 資料の１１ページをご覧ください。令和５年の９月総会で承認いただいた〇〇の〇〇が建売住宅３棟建築するという申請を出され、許可を受けたところで、申請地の北側の宅地も併せて分譲地として造成されております。そのうちのⅠ区画を申請者の実家が南側にありますので、申請者が〇〇にここに建てたいと話されたため、申請地のみの売買となったとのこと。建売住宅として許可した以上、事業計画の変更が必要ということでの申請となります。既に分譲地として土地の形状が変わっており、売買も行われ登記名義も変わっている状況です。

議長 Ⅰ番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 114 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 114 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 3 ページの通り申請件数は 4 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北東へ約 150m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受けた際、申請地も宅地として利用していたことが判明したため、違反転用を是正するために申請されたものです。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側、西側は宅地、南側は市道、北側は畑となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、渡人が 18 歳まで居住しており、それ以降も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。土地の周辺係者等への説明もされているとのことです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は宅地を含め総額で〇〇万円です。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 農地法第 5 条の 2 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約 100m のところにある農地です。申請人が渡人より贈与による所有権の移転を受け、住居兼事務所用地として利用するために申請されたものです。この申請地は渡人の父が既に宅地として利用していたもので、違反転用を是正し、住居兼事務所用地として利用するための転用申請です。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は市道、西側は宅地、南側は田、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、既に 50 年以上経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。土地の周辺係者等への説明もされているとのことです。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 23 ページの写真をご覧ください。庭の一部が農地だったことによる申請になります。現状のまま活用したいとのことでした。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に３番について特別調査員の報告をお願いします。

６番 ３番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇より南西に約250mのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受けるものです。前回、〇〇にするために申請を行った案件で、県の物言いがあり、用途を変えて再度申請されております。始末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側、西側、南側は田、北側は宅地となっています。事業計画の変更ということで、調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買金額は〇〇万円です。本件は１月の総会で承認をいただきましたが、県より、〇〇の場合は一時転用での申請にすべきとの意見がありました。そのため、本人に意向を確認したところ、一度申請を取り下げ、駐車場、家庭菜園、遊び場として再度申請されました。

議長 ３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

２番 この案件は農地の売買は済んでいるのですか。

事務局 お金が支払われているかは把握しておりません。登記の移転は行われておりません。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に４番について特別調査員の報告をお願いします。

６ 番 農地法第５条の４番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、
〇〇にある農地です。申請人が渡人より売買による所有権移転を受け、宅地分
譲用地を造成するために申請されたものです。既に盛土がされており、ブロッ
クで塀が作られております。始末書が添付されておりますのでご確認ください。
申請地は東側は宅地、西側は市道、南側は市道、北側は宅地となっています。
雨水は集水し市道側溝に排水します。生活排水は公共下水道に排水します。土
砂の周辺への流出については、周囲にブロック塀を設置し防ぎます。申請地は
都市計画区域内の用途区域内にあり、第３種農地となります。調査員一同、許
可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地を分譲地として２区画に分け、１区画が４０坪程度になります。土地
の売買金額は〇〇万円です。申請人がコンクリートブロックを設置し、現に盛
土もされておりますので、始末書添付をお願いしております。

議 長 ４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第１１５号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いた

します。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 115 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、
議案書 4 ページの通り、申請件数は 3 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、
農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した
場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適
合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を
頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 1 番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、同集落の受人への売買によ
る所有権移転となります。申請地は〇〇公民館から南へ 200m のところにあ
る農地です。受人は〇〇集落で水稻やピーマンを 2ha 作付けしています。現
地には水稻を作付けしています。農機具はトラクター他、農業に必要な機械等
は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断
しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

27 番 相場としては安いと思いますが、何か理由があるのですか。

事務局 白地であり、3 条での売買であるためお互いが納得した金額ということにな
ります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22 番 1 番を説明します。穂北茶臼原地区の渡人から、同地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ 200m のところにある農地です。受人は〇〇で栗と梅を作付けしています。現地には栗を作付け予定で農地として活用していくことを確認しています。農機具はトラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台等所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 渡人と受人の関係は親族ということです。売買金額は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。

議 長 〇〇で栗や梅をどれくらい作付けされていますか。

事務局 山林に栗 30a、70 本の規模で作付けされています。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 ３番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、穂北地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ 500m のところにある農地です。受人は穂北地区に住まれておりますが、受人のお母さんが〇〇集落に住まれており、老齢のため娘が作付けされるということで申請されました。現地には水稻を作付け予定で農地として活用していくことを確認しています。今後は受人の夫と息子が主に作業されとのこととです。農機具はトラクター１台、軽トラ１台等所有し、田植えと稲刈りについては筑後集落の方に依頼するとのこととです。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買代金は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。

議 長 説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 116 号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第 5 条の規定による承認について

て提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 116 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 7 年 3 月 28 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 5～9 ページのとおり 9 件であります。

議 長 説明のありました 9 件の議案のうち、申請番号 1 から 3 番は〇〇委員が受人に関する案件、申請番号 5 番は〇〇委員が受人の案件、申請番号 8 番は私が渡人の案件でありますので、1、2、3、5、8 番を除く 4 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 1、2、3 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、1、2、3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 5 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 これより、議長を会長代理と交代いたします。

議 長 次に、申請番号 8 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 10 ページのとおり 2 件であります。

議 長 説明のありました 2 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 117 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 117 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 11～25 ページのとおり 20 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜

の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 説明のありました 20 件の議案のうち、申請番号 12 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、12 番を除く 19 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 12 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、12 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 118 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 118 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 26 ページの通り 2 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

12 番 1 番を説明します。申請地は都於郡地区〇〇集落にある農地です。申請人が所有する農地ですが、50 年以上耕作されておらず、山林化または孟宗竹が生えておりました。物理的な条件整備が著しく困難であることから非農地判断事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員の説明を求めます。

21 番 2 番を説明します。申請地は東米良地区〇〇集落にある農地です。申請人が所有する農地ですが、長年耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから非農地判断事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 119 号非農地決定通知についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 齋藤主事説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 議案第 120 号令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 清係長説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 40 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

13 番 _____

28 番 _____